

令和2年11月4日

**「瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領」の改定について
お知らせ**

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市建設工事成績評定及び通知要領を改定しましたので、お知らせします。

記

1 改定の概要

(1) 工事成績評定の対象工事の金額

現行：最終の請負代金額が500万円以上の工事

改定：当初の請負代金額が500万円以上の工事

(2) 工事成績評定を省略する工事を規定

工事目的物を伴わない建設工事

簡易な維持修繕工事等

災害復旧及び災害の防止のため速やかな施工が求められる応急的又は緊急的に行う工事

公共建築工事（営繕工事及びその他これらに類する工事）

(3) 考査項目別運用表の改定

2 適用

令和3年1月1日以降にしゅん功検査を行う工事

【問合せ先】

瀬戸内市財務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906